

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。

まち・ひと・しごと

**ひきこもり等相談支援を
始めました**

社会支援課 0276-47-1827

次のような悩み事はありませんか。1人で悩まず、まずは相談ください。

- 大人のひきこもり(8050)問題
- ひきこもっている人(18歳以上)との接し方が分からない
- 家に閉じこもっている
- どこに相談したらいいの?
- ひきこもりって治るの?

場所 市役所 南庁舎1階

受け付け 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
※初めての相談は事前に電話をするか、時間に余裕をもってお越しください。
※相談内容によって、必要な支援機関につながります。

県営住宅の入居者を募集

建築住宅課 0276-47-1898
県営住宅供給公社 027-223-5811

入居資格 現在、住宅に困っている人(連帯保証人不要、単身可、所得制限あり)
※詳しくは募集案内や県営住宅供給公社HPをご覧ください。

申し込み 同公社太田支所(市役所9階)、太田土木事務所などにある申請書に記入して郵送で提出

お知らせ

西サービスセンターの臨時休業

西サービスセンター
0276-57-4922

休業日 6月8日(火)

人権・男女共同参画の意識調査

市民そうだん課 0276-47-1912

人権・男女共同参画に関する取り組みを効果的に進めるため、市民や企業へ意識調査を実施します。調査票が届いた際は協力ください。

**国民年金保険料の
未納がある人へ**

太田年金事務所 0276-49-3716
医療年金課 0276-47-1941

年金事務所の職員や日本年金機構の委託会社が電話や訪問で納付案内を行っています(土・日曜日、祝日、夜間も実施)。

訪問の際には同機構が発行した身分証明書を携行し提示します。口座番号など個人情報を尋ねたり、現金を預かることはありません。

無料 NPO研修会

市民そうだん課 0276-47-1912

日時 7月12～26日(毎週月曜日)、午後1時30分～3時50分
会場 市役所
対象 NPO法人設立の方法、申請書の作り方、成功するNPO法人のための会計・税務のポイントなどを学びたい人
定員 先着9人
申し込み 6月4日(金)の午前9時から電話で、市民そうだん課へ

**6月14日(月)から受け付け開始
住宅リフォーム支援事業**

まちづくり推進課
0276-47-1955

補助金額 対象額の30%(上限20万円、太田市金券で支給)
申し込み 登録業者が申請
※同補助金のパンフレットや登録業者一覧などは、市HPかまちづくり推進課(市役所7階)、各行政センター、東・西サービスセンターをご覧ください。

**低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)**

こども課 0276-47-1942

該当者は申請が必要です。
対象 次のいずれかに該当する人
①本年4月分の児童扶養手当が支給される
②公的年金などを受給していて、本年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される、児童扶養手当の申請をしていれば、本年4月分の支給が全額または一部停止されたと推測される
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になった(児童扶養手当の未申請者も含む)
支給額 児童1人につき5万円
※①に該当する人は申請不要です。
申請期間 令和4年2月28日(月)まで
※該当者はこども課へ相談ください。

児童手当現況届を忘れずに

こども課 0276-47-1942

手当を受けている人は毎年現況届を提出しないと6月分(10月振り込み)以降の手当が支給されません。対象者には用紙を郵送するので、同封の返信用封筒で返送してください。
※公務員は勤務先で手続きしてください。
提出期間 6月30日(水)まで

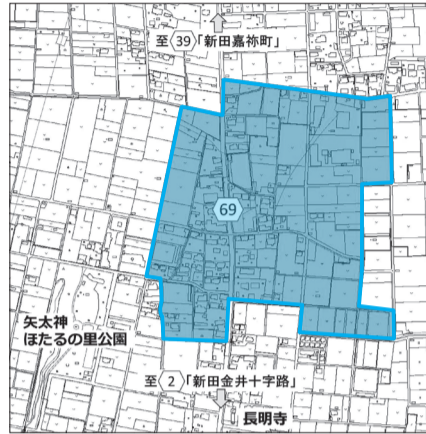


まちづくり

国土調査の登記が完了

農村整備課 0276-20-9713

平成30年度調査の「新田金井町・新田大根町・新田嘉祢町・新田市町・新田市野井町の各一部」地区の登記が完了しました。登記簿などは前橋地方法務局太田支局で閲覧できます。



**防犯灯の故障は
コールセンターへ**

地域総務課 0276-47-1899

防犯灯の不具合を発見したときは、地域の防犯委員またはコールセンターへ連絡してください。

コールセンター 0570-666-181
(夜間休日含め24時間受け付け)
※音声ガイダンスで案内します。
※氏名、連絡先、管理プレート番号、故障内容(点灯しない、昼間も点灯している)などを伝えてください。



環境・エネルギー

6月は環境月間

環境政策課 0276-47-1953

地球温暖化対策に取り組むための「COOL CHOICE(=賢い選択)」に賛同し普及啓発を推進する事業者を募集し、認定証を発行しています。

対象 事業者、個人事業主、NPO法人、環境活動団体など
申し込み 賛同証明証(環境省HPで登録し発行)を直接またはメールで、環境政策課(市役所5階、025600@mx.city.ota.gunma.jp)へ
※詳しくは市HPを確認するか、同課まで問い合わせください。
※事業者名や取り組みを確認して後日、認定証を交付します。

**庭木を剪定したら、
燃やさずリサイクルへ**

清掃事業課 0276-31-8153
新田緑のリサイクルセンター
0276-60-8088

家庭から出た剪定枝はもえるごみの減量のため新田緑のリサイクルセンターに持ち込んでください。燃料などにリサイクルされます。

料金 10kg当たり130円
営業時間 午前8時30分～正午、午後1～4時(金・土曜日、祝日、年末年始を除く)
※2t以下のトラックの荷台からはみ出ない長さ・太さの物は持ち込めます(乗用車での持ち込みも可)。
※ササ・竹・草・落ち葉・腐食した樹木・根・材木などは持ち込めません。



農業

農作業時のお願い

農業政策課 0276-20-9714

農作業時には以下に注意し、地域住民の生活環境への配慮をお願いします。

- 麦わらや野菜くずなどは燃やさず適正処理をする
- トラクターなどでの農作業後は公道に泥を落とさない

税金

新築・増築の家屋調査

資産税課 0276-47-1819

固定資産税の評価額算定のための調査です。該当者に通知を送ります。

対象 令和3年1月2日～4年1月1日に完成する家屋
※家屋を取り壊したら年内に連絡してください。

市県民税特別徴収5月分

● 納期限 6月10日(木)
期限内納入をお願いします。

※期限を過ぎると、延滞金がかかります(1000円以上の場合のみ)。
※内容に変更がある場合は「給与所得者の異動届出書」を速やかに提出してください。

収納課 0276-47-1936

